

○東北は海潮至り止りし處より東
北といふ意なるべし古昔は湯淵村
といひ今は湯村といふ即今に須我
小川の土手なり(考)

○此村の湯のこゝ所にしるもの
なしいさふるく出湯の止りしなら
ん(考)
○不用號とは名のなかりしものな
るべし(考)

○合寺日登東門、寺領、宇谷、來次
市等五所、以爲來次郷(抄)
○八里は今一里四町○里方より來
次まではいさ近し故あるにや(考)

○青垣山。内山翁は須佐宮所をか
こむ山にて須我山高麻山等の内に
不置意とあれど已は大八嶋國內に
は不置の意と思ふ猶能可考(考)

○斐伊郷。古之郡家也(抄)。郡家
は大川の五十七步東に在て樋村と
いひしを今は里方村と云(考)
○現、御身が魂を祭れる御社か。
こゝは社字を脱せしものか(考)

○抄に斐伊と木次との間に有る第
堂。蓋勝部君虫麻呂之所造之舊地
かざあり、さもあるべし(考)

○抄屋裏郷大竹村光明寺かざあり
さもあるべし(考)

○一十一里一百二十步は今一里二
十一町
○今層塔なし(考)

○抄佐世村之徑路第堂舊跡乎さあ
り不詳(考)

○樋は氏にて地名を氏に負しもの
なるべし(考)

と云ふ。神龜三年、宇を
海潮と改む。

即ち東北、須我ノ小川の湯淵ノ村の川中に温泉あ
り。號を川
ひす。同じ川上の毛間ノ村の川中に温泉出づ。

號を用
ひす。

來次ノ郷。郡家の正南八里。天ノ下造らし、大神ノ

命の詔り給はく、八十神は青垣山の裏に置かじ
と詔り給ひて、追廢ひましと時、此處に追ひ次
き坐しき。故、來次といふ。

斐伊ノ郷。郡家に屬けり。樋速日子ノ命、此處に坐

せり。故、樋といふ。神龜三年、宇を
斐伊と改む。

新造院、一所。斐伊ノ郷中に在り。郡家の正南一

里。嚴堂を建立つ。僧五軀。大領勝部ノ臣虫麻呂が

造る所なり。

新造院、一所。屋裏ノ郷中に在り。郡家の正北一

十一里一百二十步。三層ノ塔を建立つ。僧一軀。前、

少領額田部ノ臣押鳥が造る所なり。今ノ少領伊去美
が從父兄なり。

新造院、一所。斐伊ノ郷中に在り。郡家の東北一

里。嚴堂を建立つ。尼三軀。斐伊ノ郷ノ人、樋伊支

知麻呂が造る所なり。

社

矢口ノ社。式八口。神原郷草枕山八
口大明神(解)○(考)同じ

宇之遲ノ社。式云宇能遲神社同社坐須我爾命神社此二社父神與御子也。鈔云宇治村三社明神也(解)○(考)同支須支ノ社。式來次。鈔云屏裏郷宇治村室大神(解)○今は宇治村室大明神に合祭れり此御社は室大明神より一町計西に御社ありしに治承年中より如何なるこゝまにか無くなりて松の大木を神木とて祭る(考)

布須社。鈔云屋裏郷延野村布須宮大神也(解)(考)

御代ノ社。鈔云屋代郷東三代村尾留大明神(解)(考)

汗乃遲ノ社。式字能遲。社は宇治村に有(解)○前社合祭れり(考)

神原ノ社。鈔云神原郷神寶大明神(解)○上神原村寶大明神(考)

樋ノ社。樋ノ社

式斐伊ノ神社同社坐斐伊波夜比古神社紀云斐速日神次煥速日神樋二社は此二神鈔云斐伊郷宮崎大明神也(解)○一社は式同社に當れり今宮崎大明神と云(考)

佐世ノ社。鈔云佐世郷加刺大明神(解)○下佐世村月根尾大明神また本宮大明神(考)

世裡陀ノ社。式西利太。鈔云阿用郷清田村十二所權現也(解)○清田村辛大明神とも十二所權現さといふ(考)

得鹽ノ社。式海潮。鈔云海潮郷南村大森大神也(解)(考)

加多ノ社。鈔云海潮郷大東村加多大明神(解)(考)

以上二十三所、並、神祇官に在り。

赤秦ノ社。鈔云屋裏郷大竹村阿加波多大神(解)○赤肌大明神(考)

等々呂吉ノ社。鈔云來次郷西日登村登々呂伎社也(解)○來次郷笹谷村登々呂伎大明神(考)

矢代ノ社。鈔云坐屋代郷三代村高麻山俗云高塚大明神也(解)○高麻山に社ありしに今古木を神木と祭る

(考)

比和ノ社。鈔云蓋屋代郷三代村日吉社歟(解)○三代村日吉山王神社(考)

日原ノ社。 鈔云來次郷日登村大森大神也(解)○中屋村伊勢大神宮(此前に石英あり土俗鏡岩といふ)(考)
幡屋ノ社。 鈔云幡屋村大神也(解)○幡屋村若宮大明神古はイナサカ谷に御社ありしに今は幡屋八幡社内に

春殖ノ社。 今江針江村といふ八幡宮と云(考)

船林ノ社。 鈔云在海潮郷、川中船岡大神(解)○得城郷南村船岡山ニ坐ス船岡大明神(考)

宮津日ノ社。 鈔云斐伊郷日宮社(解)○里方村日宮大明神(考)

阿用ノ社。 鈔云阿用郷都類伎大明神也(解)○東阿用村劍大明神(考)

置谷ノ社。 鈔云佐世郷大ヶ谷伊垣大明神(解)○井垣大明神(考)

伊佐山ノ社。 遠所村伊與殿大明神(考)

須我ノ社。 鈔云海潮郷須我里今俗云諏訪大明神也(解)○今諏訪大明神と云其故は天文年中牛尾領主中澤豊

鈔云斐伊川一町許以東、俗曰三替羅山ニ八幡宮所坐之山也(解)
○鈔云斐伊郷古城山也東北、成山以南小川、以西大河也。俗呼云三替(解)○此山中古も城あり(城主年未詳)東は屋代川、少し北は山西は大川の土手通道なり此山の大川の方に出し處を劔先と云(考)
○城名樋は城並にて城を並造り玉たる由(考)(標註)
○在屋代郷三代山俗曰高塚山

山

兎原野。 郡家の正東。即ち郡家に屬けり。

城名樋ノ山。 郡家の正北一里一百歩。天ノ下造らし

大神大穴持命、八十神を伐たむとして、城を造りたまひき。故、城名樋山と云ふ。

前守は信州の産なるによりて、此のが産土神諏訪明神を勧請して當社に合祭て牛尾十二ヶ村の惣社と定め社號地名とも改て諏訪とせり(考)

川原ノ社。 海潮郷小川内村川手大明神(考)

除川ノ社。 鈔云小河内大神(解)○遠所村高木大明神(考)

屋代ノ社。 鈔云屋代郷三代村貴船大明神(解)○(考)同じ

以上一十七所、並、神祇官に在らず。

○(鈔)〇己れ考ふるに郡家の正北とあるは、いかか南加茂村により東は宇治村塚今も諸木いさいかあり(考)

〇一十里二百歩は今一里十七町二十間

〇信友云、脂を日子と云字とせること、例を見ざれども麻呂を廢と一字に書ならべるが如く古書にさる例多し皇國の一の書法也(標註)

〇峰には横古木さいへど枯くちて何木ともし不知其を拜する也(考)

〇意字大原二郡にわたる鈔云海潮郷神明坐山也俗呼曰保字奈嶽山也(解)〇抄に意字郡野村塚高野山といふとあり文久二年此須我山へ登りしが抄にいへること高野山なること明白けし辰己ノ方には熊野山高ふ見ゆめり(考)

〇船岡山在海潮郷北村與南村之間今船山是也(鈔)

〇諸本一里一百歩と書は古郡家の道程が一十六里は鈔本に依(解)〇訂正本に一里一百歩とあるは誤にて一本に一十六里とあれど是もいかにぞや此舟岡山の一十は廿なる

べし須我山も廿九里一百八十歩なるべし三ツの山とも二十と改ればみちのり能合り(考)

〇御室は須我宮所なるべし鈔云在海潮郷飛石村一山名と云へり(解)

〇茵芋。啓にミヤマシキミ深山幽陰の地に生ず(考)

〇白苧、浣月未詳(考)

高麻山。郡家の正北一十里二百歩。高サ一百丈。

周リ五里。北ノ方に檜。椿。等の類あり。東南西

の三方は、並、野なり。古老の傳にいふ。神須

佐能袁ノ命の御子、青幡佐草咄ノ命、是の山の上

に麻、蒔き初め給ひき。故、高麻山といふ。即

ち此の山ノ峰に坐すは其の御魂なり。

須我ノ山。郡家の東北一十九里一百八十歩。檜。粉

あり。

船岡山。郡家の東北一里一百歩。阿波根閉委奈

佐比古ノ命の曳き來て居る給へりし船、即ち山と

化る、是なり。故、船岡といふ。

御室山。郡家の東北一十九里一百八十歩。神須

佐乃乎ノ命の御室を造らしめ給ひて、宿り玉ふ所

なり。故、御室といふ。

凡ソ諸ノ山野に所在る草木は、苦參。桔梗。薯茄。

白芷。前胡。獨活。卑解。葛根。細辛。茵芋。白

芴。浣月。白歛。女萎。薯蕷。麥門冬。藤。李。

檜。杉。栢。檜。樅。椿。楊梅。梅。槻。藁。

禽獸には即ち鷹。長風。鳩。山鷄。雉。熊。猪。

鹿。兔。獼猴。飛狐あり。

○當郡と西は飯石との堺を流るるなり西流といかにぞや上阿宮より西に流るれどここは北に流るるなり多義村といふは出雲郡今は上阿宮(考)

○意宇大原二郡堺とあれど鹽田、苜畑は東能儀郡堺なり(考)

○合海湖川西走(鈔)

○抄佐世小川出西阿用久野谷龜谷經大ヶ谷、佐世、養加、立原、敷所合須我川とあれど本文入海湖川とあるがこゝし至ての小川なり(考)

○幡箭山一本幡屋山(按合本)幡屋川。源三、一者出選所村、一

者出山田村畑谷、一者出幡屋村丸倉山此三水合仁和尚村松谷側至大東下分米原山邊與須我川合流爲加茂川西走經屋島郷神原等入于出雲大河也(鈔)○山田今菅原なり其水須我川合流るさあるはあやまり也海湖川也(考)○屋代小川過三代村高塚山之邊自志計谷北趣西折入斐伊大河也(鈔)○高塚山三方野とある内を除田野といふなるべし今此川を奥田川といふ(考)○意宇郡の堺、意宇郡通道に大原郡堺林垣峰云とある處にて當郡山田村と意宇郡和奈佐村との堺にて今鶴坂といふなり(考)○二十三里八十歩は今三里八町二十五間○仁多郡の堺、當郡四日登村と仁多郡槻屋村との堺なり(考)○二十三里一百八十二歩は今の三里十町二間○當郡三代村と出雲郡上阿宮村との堺なり(考)○一十一里二百二十歩は今一里二十二町四十間

川

斐伊ノ川。郡家の正西五十七歩。西に流れて、出

雲ノ郡の多義村に入る。年魚、麻須あり。

海湖川。源は意宇と大原と二郡の堺笑ノ村山より

出でて、北に流れて、海湖ノ郷より西に流る。年

魚、麻須あり。

須我ノ小川。源は須我山より出でて、西に流る、

年魚少々あり。

佐世ノ小川。源は阿用山より出でて、北に流れて、

海湖川に入る。魚なし。

幡屋ノ小川。源は郡家の東北、幡箭山より出でて、

南に流る。魚なし。水、三水合ひて、西に流れて、

出雲ノ大河に入る。

屋代ノ小川。源は郡家の正東、除田野に出でて、

西に流れて、斐伊ノ大河に入る。魚なし。

通道

意宇ノ郡の堺、木垣坂に通りて二十三里八十五歩。

仁多ノ郡の堺、辛谷ノ村に通りて二十三里一百八十

二歩。飯石ノ郡の堺、斐伊ノ河の邊に通りて五十七

歩。出雲ノ郡の多義ノ村に通りて一十一里二百二十

歩。

前の件の三郡は、並、山野の中なり。

○飯石、仁多、大原
 ○勝部は姓正録諸上勝、不破勝、
 百濟人之後さみに斐伊郷に大領勝
 部君山麻呂あり(標註)
 ○大領下に外字脱せし(考)
 ○置氏は神門郡置郷より出、此氏
 人に置君猪麻呂、置部根結、置部臣
 布禰、置君自熊など郡々にみなた
 り(標註)

郡司主帳 無位 勝部臣
 大領正六位上勳業勝部臣
 少領外從八位上額田部臣
 主政 無位 置部臣

○通度、通道、驛路の三道あり、通
 度は道前より郡家をへて道後に
 至るを度ル。通道は郡家より四方
 郡の塚に至るを度ル。驛路は直に東
 西北の六驛に通るを度る。此三道寫
 誤か不合所あり(考)
 ○國の東の塚は伯耆國との塚にて
 手問割(考)
 ○二十里一百八十歩は今二里三十
 一町
 ○野城橋。野城驛に有り今はなし
 野城來待。佐太、伊農等國中の四
 橋也(解)。其橋あまは野城大明神
 の少東に今町の丁さいふ處也(考)
 ○又西といかにぞや北といふべ
 き所也。野城橋より國廳まで也(考)
 ○二十一里は今二里三十三町
 ○十字街。正西道と枉北道との十
 字形也(考)
 ○枉北道。北に行道を枉北道と云
 は北山抄に東西爲り堅南北爲り横
 さあれば東西に對して枉るさはい
 ふなるべし(考)
 ○四里二百八十歩は今一里十六町
 ○朝酌渡。自西海福富村涉頭也
 (標註)

國の東の塚より西に去ること二十里一百八十歩、
 野城橋に至る。長サ三十丈七尺。廣サ二丈六尺。飯
 川。又、西二十一里、國廳、意宇の郡家の北の十字
 街に、至る。即ち分れて二道と爲る。一は正西道。
 枉北道。北に去ること四里二百八十歩。郡の北、
 塚、朝酌渡に至る。渡リ八十歩。又、北一十里一百
 四十歩。島根の郡家に至る。郡家より北に去りて
 一十七里一百八十歩、隱岐の渡り、千酌驛家の瀨
 に至る。渡シ船あり。又、郡家より西一十五里八十歩、郡
 の西ノ塚、佐太橋に至る。長サ三丈、廣サ一丈。川。

○一十里一百四十歩は今一里十六町二十間。島根郡卷末には一十一里二百廿歩之中、海八十歩ありて不台いづれか誤ならん(考)

○一十七里一百八十歩は今二里十六町。島根卷末には一十九里一百八十歩と見ゆ郷傳も同じければこの傳を誤なるべし(考)

○一十五里八十歩は今二里四町二十間。鳥根と秋鹿郡の堺、古道は湖の北に有りて開く、此橋今は佐太湖の南端に渡して船來橋とも云(解)佐太橋は今のにあらず船木の橋とて佐太に其あさ残れり(考)

○一十七里一百八十歩は今二里十六町。秋鹿卷末に通橋縫郡堺伊農橋とあれは伊農橋長云々廣云々川伊農がくあるべきに無は脱せしものなるべし(考)

又、西八里三百歩、秋鹿の郡家に至る。又、郡家より西一十五里一百歩、郡の西ノ堺に至る。又、西八里二百六十四歩。楯縫の郡家に至る。又、郡家より西七里一百六十歩。郡の西ノ堺に至る。又、西一十里二百二十歩。出雲の郡家の東ノ邊、即ち正西道に入るなり。摠ぶれば、枉北道の程、九十九里一百一十歩の中、隠岐の道一十七里一百八十歩。正西道。十字街より西一十二里、野代ノ橋に至る。長六丈、廣一丈五尺。野代川。又、西七里、玉作街に至る。即ち分れて二道となる。一は正西道。一は正南道。

正南道。一十四里二百一十歩、郡の南西の堺に至る。又、南二十三里八十五歩。大原の郡家に至る。即ち分れて二道となる。一は南西道。一は東南道。南西道。五十七歩、斐伊ノ川に至る。渡り二十五歩。又、南西二十九里一百八十歩、飯石の郡家に至る。又、郡家より南八十里、國の南西の堺に至る。國三次郡。摠ぶれば國を去る程一百六十六里二百五十七歩なり。東南道。郡家より去ること二十三里一百八十二歩、郡の東南の堺、仁多ノ郡の比比理ノ村に至る。

○國南西塚。飯石郡通道に常有刻
 記、是南西道の後也(解)○即來
 島郷赤穴村と備後國三次郡横谷村
 の塚をいふなるべし。卷末八十一
 里の國意なるべし(考)
 ○國は國意字郡(解)
 ○いづこの郡家よりいふこと無
 は脱せしものなるべし。また去字
 下に東字も脱せしなり。大原郡家
 より仁多郡辛谷村の通道とす。訂
 正本丸七ツ註に云々さあるも誤な
 るべし(考)(訂正本)(至郡東南塚
 仁多郡比理村)。
 ○二十三里一百八十二歩は今三里
 十町二間
 ○一十六里二百四十六歩は今二里
 十二町六間。槻屋村より郡家の郡
 家に至るの通道なり(考)
 ○三十八里一百二十一歩は今五里
 十二町一間
 ○仁多郡卷末に通伯耆國日野郡塚
 阿志毘山廿五里一百五十歩さあ
 りいづれか信ならん今此阿志毘山
 山越といふは郡村より築村能常能
 儀郡廣瀬御領西北比東比田をす

又、東南一十六里二百四十六歩、仁多の郡家に至りて分れて二道となる。其の一道は東三十八里一百二十一歩。國の東南の塚に至る。伯耆國日野、又、一道は南三十八里一百二十一歩。備後國の塚、遊記山に至る。
 正西道。玉作^{タマツクリ}街^{チヤメタ}より西九里、來待橋に至る、長八丈。廣^サ一丈三尺。川^{來待}。又、西二十三里三十四歩、出雲の郡家に至る。又、郡家より西二里六十歩、郡の西の塚、出雲河に至る。渡^{ワタリ}五十歩。又、西七里二十五歩。神門の郡家に至る。即ち河あり。渡^{ワタリ}二十五歩。

日野郡今はアピレ村に出る今俗にトナミツリ通り云(考)
 ○備後國塚。仁多郡八川村と蕨宗郡由木村との塚をいふなり(考)
 ○九里は今一里九町
 ○此件は來待川より至郡西塚云とあるべきに無は脱せしものなり(考)
 ○二十三里三十四歩は今三里七町三十四間
 ○二里六十歩は今十一町
 ○出雲郡出西村と神門郡石塚村との渡しなるべし(考)
 ○七里二十五歩は今三十五町二十
 ○五間
 ○此河は神門川なり(考)
 ○三十三里は今四里二十一町
 ○一十六里三十四間。卷始に東西一百
 卅七里一十九歩とあり卅里計不合
 驛路を合せ考ふるに卷始方合り(考)
 ○是より驛路を記されたり(考)
 ○二十里一百八十歩は今二里三十
 ○三十一里は今二里三十三町
 ○三十四里一百三十歩は今四里二

船。郡家より西三十三里。國の西の塚に至る。石見國の安農郡に通。摠ぶれば、國を去る程一百六里三十四歩。東の塚より西に去ること二十里一百八十歩。野城^{ヌキ}驛に至る。又、西二十一里。黒田^{クロタ}驛に至る。即ち分れて二道となる。一は正西道。一は隱岐道。北に去ること三十四里一百三十歩。隱岐の渡^{ワタリ}千酌^{チヤク}驛に至る。又、正西道三十八里、宍道驛に至る。又、西二十六里二百二十九歩。狹結^{サヤツ}驛に至る。又、西一十九里、多伎^{タキ}驛に至る。又、西一十四里、國の西の塚に至る。

十八町十間。通度通に不合(考)
 ○三十八里は今五里十町○六里十町
 ○三十七里は今五里十町○六里十町
 ○三十八里は今五里十町○六里十町
 ○三十九里は今五里十町○六里十町
 ○四十里は今五里十町○六里十町
 ○四十一里は今五里十町○六里十町
 ○四十二里は今五里十町○六里十町
 ○四十三里は今五里十町○六里十町
 ○四十四里は今五里十町○六里十町
 ○四十五里は今五里十町○六里十町
 ○四十六里は今五里十町○六里十町
 ○四十七里は今五里十町○六里十町
 ○四十八里は今五里十町○六里十町
 ○四十九里は今五里十町○六里十町
 ○五十里は今五里十町○六里十町

○意字軍團は今の出雲村熊谷は下
 熊谷村神門は馬見濱に當かき云ふ
 ○標註(解)(鈔)
 ○意字軍團。八幡村に的場輪と云
 田處あり屬郡家とあるは能合り是
 にもや(考)
 ○熊谷軍團。抄に下熊谷にありと
 のみ記されて未詳しに下熊谷村の
 中ほど大川の邊より西方二町餘上
 りて開けし土地ありて其畑を今ド
 ッ子と云郷人傳に古昔當郡の殿様
 の馬乘馬場にあさなりと云是なる
 べく覺ゆ(考)
 ○二十九里一百八十歩は今四里四
 町
 ○神門軍團。抄に置郷なるべしと
 あれど置治郷今市に其あさ残りり
 町の往來に其名残りり數里叶へり
 (本町より北の方へ行にみちに馬

團 意字の軍團は即ち郡家に屬けり。熊谷の軍團は飯
 石の郡家の東北二十九里一百八十歩。神門の軍團
 は郡家の正東七里。

烽 馬見、烽は出雲の郡家の西北三十二里二百四十歩。
 土掠、烽は神門の郡家の東南四里。多夫志、烽は出
 雲の郡家の正北一十三里四十歩。布自、積美、烽は島
 根の郡家の正南七里二百一十歩。青垣、烽は意字の
 郡家の正東二十里八十歩。

嶺といふ名残りり御制札場、脇也)
 ○七里は今三十五町
 ○馬見、烽。此ありし處は今神門郡
 荒木村と濱村との塚なる馬見山な
 り(考)
 ○三十二里二百四十歩は今四里二
 十町
 ○土掠、烽。抄、朝山郷神原村の戸
 倉山と云り能叶へり(考)
 ○四里は今二十町
 ○多夫志、烽。族伏、御社、南にあり
 (考)
 ○一十三里四十歩は今一里二十九
 町四十間
 ○夫自、支美、烽。今俗嶽山と云御社
 北に其あさ残りり(考)
 ○七里二百一十歩は今一里二町三
 十間
 ○青垣、烽。此山は東母理にて青垣
 大明神、後の山なり是を正東とあ
 るは誤にて必東南とあるべき處な
 り(考)
 ○馬見、烽。方里を以ては杵築より
 も西北に當、按、御崎山のうち有
 て多夫志、烽、所見渡す地なるべし
 土掠、烽は神門郡置郷に有べし、鈔

ヒラスナマモリ
 平沙、成は神門の郡家の西南三十一里。
 瀬崎、成 島根の郡家の東北一十九里一百八十歩。

天平五年二月三十日勘造

秋鹿郡人 神宅、臣金太理

國造帶

意字郡大領外正六位上勳業出雲臣廣島

本は云云。多夫志の地は出雲人俊信が考に今の楯縫郡平田村の西なる旅伏權現の社の山なりといへる
 ぞよき。布自根美峰、島根郡に布自根美山有て方里合。畧垣峰は意宇郡の記に畧垣山郡家正東八十歩
 有峰と記、此山頂茶臼形に似たる所有を峰の跡と云傳ふ(解)
 ○二十里八歩は今二里二十九町二十間
 ○平沙成。内山翁は平沙字沙は須の誤にて乎須成なるべしといへど不然、神門傳の末に或乎須或陵
 磯とある。頭背に乎須當作平砂とあるぞよき。土地のさま然り、卅一里の卅は廿の誤なるべし、神門島
 根は海邊にて要害の地なれば古より成を置れしなるべし(考)○此成を神門郡水海の文の松山の下に云
 云卅一里は松山の西、多伎小川の東に當(解)
 ○瀬崎成。東はうつなく西ノ誤なること明白し瀬崎といふ處は野波浦、東に瀬崎浦といふあり其北ノ方
 へ出山を今仙崎と云其處なりと云へり(考)○(解)
 ○帶は國造にて意宇郡大領を兼勤られたるなり(考)
 ○國司名もあるべきに無はいかに(考)

出雲風土記終

明治四十四年九月十四日印刷
 明治四十四年九月二十日發行

出雲風土記奥附

定價三十五錢

編纂者 島根縣松江市天神四十九番地 島根縣皇典講究分所

代表者 理事 清水眞三郎

發行兼印刷者 島根縣松江市天神四十番地 秦慶之助

發行兼印刷所 島根縣松江市殿町三百八十三番地 松陽新報社

電話(長)三三三番編輯局
 電話(長)三六九番營業部
 振替貯金口座(東京)二一六三三番

島根縣に於ける
舊藩美蹟

島根縣廳の編纂に係る『島根縣に於ける舊藩美蹟』は我舊藩時に於ける個人的偉業の蹟を詳叙したるものにて又同時に權威ある偉人傳也今日に於ける産業の發達、土木治水の功、濟生救民の業、民俗改善の風、共に其素因を此所に置くものなる事を識るものは必ず本書を座右に置きて深く其實蹟を究めざる可からず、本社幸にして印刷發行一切の囑托を受け指定の冊數を納付したる外印刷實費を以て一般有志に頒たんとす一部賣實費四十錢、郵税八錢

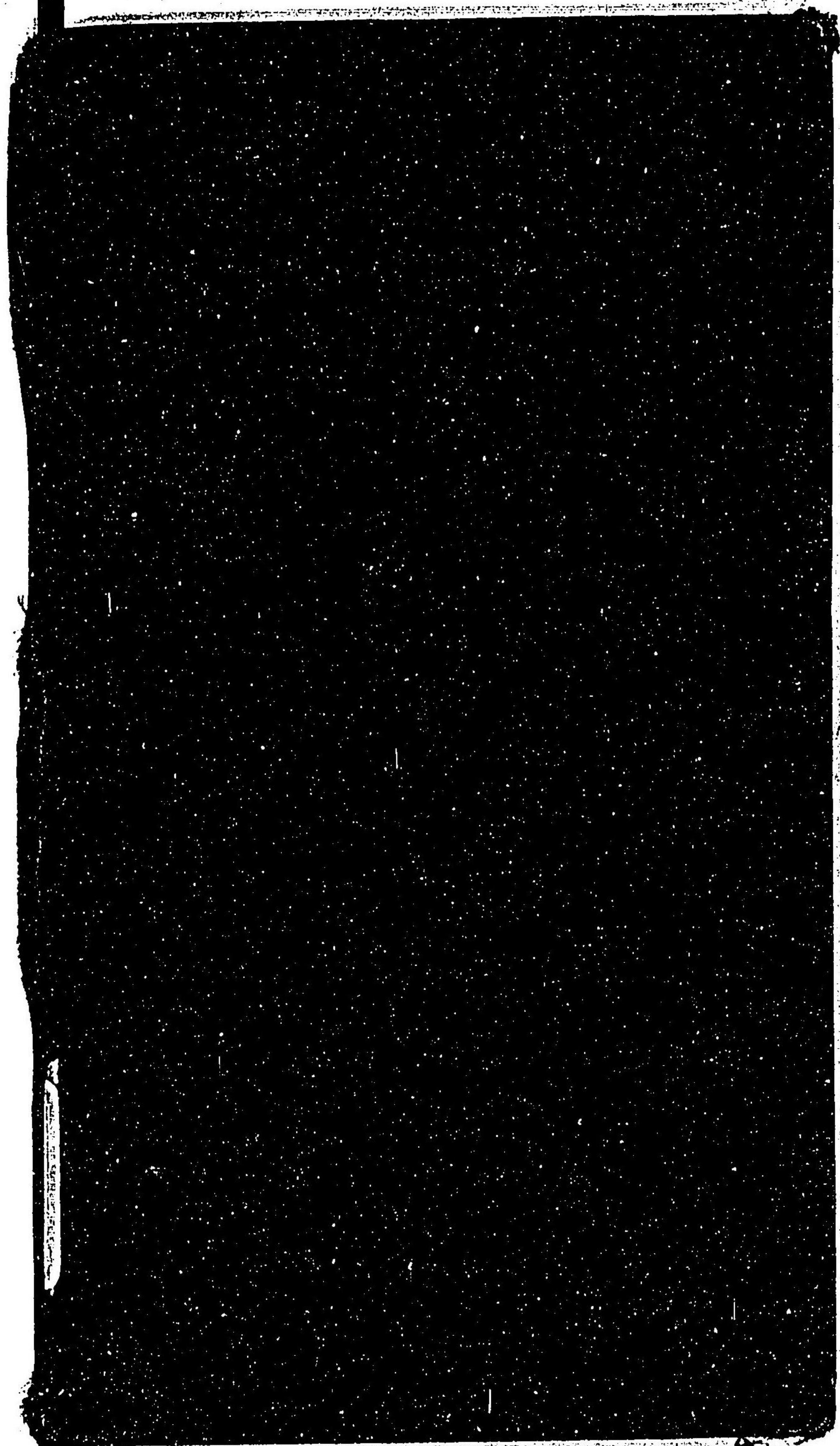
雲陽軍實記

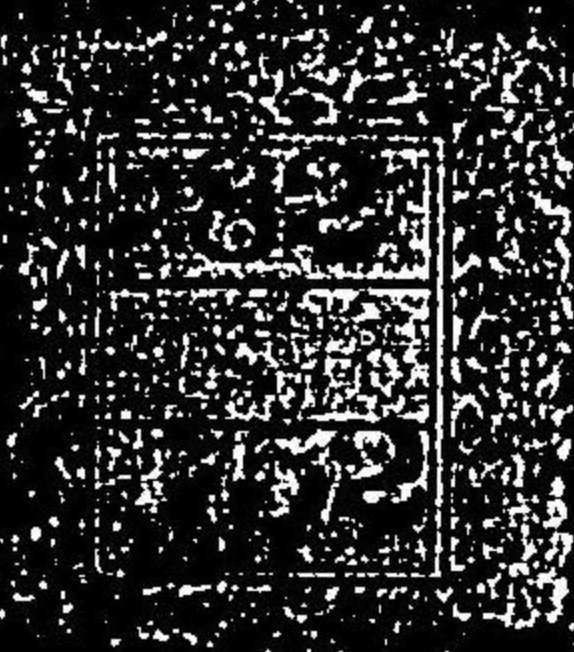
上下三千載に渉る出雲國の史籍中、尼子毛利兩家の争奪を以て最も興味あるものとなし、又史家の最も研究に値するものとなす、今回我社に刊行せる『雲陽軍實記』は當時の戰場に馳騁し實地に之を目撃したる尼子の老臣河本隆政の著はせるもの、其卷頭を飾る月山城の寫生圖と相俟て尼子一家の雄圖を察し併て富田の天地に漲る戰雲慘雨の狀を偲はしむるものあり記事正確叙事明快、蓋讀書子の缺くべからざる良書なる事を疑はず一部賣實費三十五錢、郵税八錢

松陽新報社印刷部

振替貯金(東京)二一六三三番

82
10
750





025749-000-3

82-752

出雲風土記〔註解〕

島根県皇典講研分所／編

M44

ADC-3285



